

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社サイフューズ			コード	4892
提出日	2025/7/31	異動（予定）日	2025/8/14		
独立役員届出書の提出理由	2025年8月14日開催の臨時株主総会に社外監査役選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	吉岡 康弘	社外取締役	○													○	有
2	鈴木 邦彦	社外取締役	○													○	有
3	水口 祐介	社外監査役	○													○	新任
4	廣瀬 卓生	社外監査役	○													○	有
5	小田 和也	社外監査役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		社外取締役である吉岡康弘氏は、再生・細胞医療分野における研究開発の豊富な経験と高い見識を有しており、2019年3月から社外取締役として、当社の経営を適切に監督いただいております。当社は同氏の再生・細胞医療分野に関する専門的な知見を活かし、取締役会等においてご発言をいただくとともに、経営全般に関し監督いただいております。 以上のことから、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、当社取締役の構成に欠かせない必要な人材と判断し、社外取締役として選任しました。 また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしていること、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に選任しました。
2		社外取締役である鈴木邦彦氏は、再生医療イノベーションフォーラム（FIRM）の理事・副会長を務めるなど再生・細胞医療分野や金融分野における会社経営の豊富な経験と高い見識を有しており2021年3月から社外取締役として、当社の経営を適切に監督いただいております。当社は同氏の経営経験者としての専門的な知見を活かし、取締役会等においてご発言をいただくとともに、経営全般に関し監督いただいております。 以上のことから、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、当社取締役の構成に欠かせない必要な人材と判断し、社外取締役として選任しました。 また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしていること、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に選任しました。
3		社外監査役である水口祐介氏は、長年にわたって公認会計士として上場会社及び未上場会社の会計監査・内部統制監査等に幅広く携わり、経理財務・内部統制等に関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化のため、2025年5月から当社社外監査役として、経営全般に関する客観的かつ中立公正な意見・助言をいただいております。今後とも独立性をもって経営に資する監査と適宜適切な助言を行うことに適任であると判断し、社外監査役として選任しました。 また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしていること、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に選任しました。
4		社外監査役である廣瀬卓生氏は、長年にわたって国際弁護士として幅広い企業法務事案に携わり、法律面及び組織運営全般に関する豊富な経験と高い見識を有しており、加えて、他社における社外取締役としての企業経営の知見や経験も有しております。当社取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化のため、2018年6月から当社社外監査役として、経営全般に関する客観的かつ中立公正な意見・助言をいただいております。今後とも独立性をもって経営に資する監査と適宜適切な助言を行うことに適任であると判断し、社外監査役として選任しました。 また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしていること、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に選任しました。
5		社外監査役である小田和也氏は、長年にわたって総合化学メーカーにおいて幅広い業務及び関連会社の取締役として会社経営等に携わる等、豊富な経験と高い見識を有しております。当社取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化のため、2021年3月から当社社外監査役として、経営全般に関する客観的かつ中立公正な意見・助言をいただいております。今後とも独立性をもって経営に資する監査と適宜適切な助言を行うことに適任であると判断し、社外監査役として選任しました。 また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしていること、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に選任しました。

4. 補足説明

当社は独立性が高く、幅広い知識と豊富な経験を持つ社外取締役及び社外監査役を選任することにより、経営の意思決定における客観性を高めるとともに、経営の健全化と透明性の向上を図っております。
また、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。